

くにびき農産物直売コーナー管理・運営要項

(直売コーナーの趣旨・目的)

第1条 くにびき地区本部は、地域農産物の販売を促進し、生産者及び生産者団体の生産意欲の向上を図るとともに、農産物直売コーナーにおける消費者との交流を通じて、地域の活性化に寄与することを目的として設置する。

(名称)

第2条 このコーナーの名称は「くにびき農産物直売コーナー」とする。

(会員)

第3条 「くにびき農産物直売コーナー出荷者協議会会員規程」に規定する。

(会員心得)

第4条 消費者に新鮮で良質、安全・安心なものを提供できるよう栽培においては農薬使用基準を遵守し、生産履歴に記録する。農産物加工品においては、適正な表示を行う。
出荷者協議会会員としての責任と自覚の証として、出荷・持帰りの時は『会員証』を携行する。

(取扱品目)

第5条 農産物直売コーナーの取扱い品目は、次のとおりとする。

出荷品目	農産物	野菜、果実、豆類、雑穀、切花、花木
	農産加工品	農産物漬物、餅、乾燥野菜、茶、みそ
	その他	協議会役員会が認めたもの
出荷できないもの		米穀、水産物、その他協議会役員会が認めないもの

(出荷物販売委託手数料)

第6条 出荷者は別途定める販売委託手数料を精算時に支払うものとする。販売委託手数料は以下のとおり。

- ① 出荷物販売委託手数料は販売場所に応じ別に定める。
- ② 消費税は別途生産者へ支払する。
- ③ 手数料は委託販売価格(本体価格)に対する掛率とする。

(精算)

第7条 販売代金の精算方法は毎月1日～15日、16日～31日の月2回とし、締切日より原則7日以内(年始、連休等事務処理が困難な場合は10日以内)に精算払いする。

- ① 精算代金は出荷者の指定するくにびき地区本部の貯金口座に振り込むものとする。

(出荷方法)

第8条 出荷は会員による農産物直売コーナーへの持込・陳列を基本とする。

- ①荷姿はできるだけ簡素とし、会員ラベルを貼り、コーナーへの持込とする。
- ②会員はJAグリーン担当者の指示により売場台に陳列する。
- ③残品は原則出荷者の持帰りとし、怠った場合は残品廃棄手数料(20円/個)を支払う。
- ④著しく残品処置を怠った場合は出荷停止とする。

第9条 現品の減失、腐敗、その他損害については、出荷者の負担とする。

(出荷規格および値付け)

第10条 出荷規格は特に定めない。

- ①特異な事情により、規格が市況と不適當な場合は別途規格を策定する。

第11条 値付は出荷者の自主値付けとする。

- ①出荷された産物の値段が、他の会員と大幅に異なるときは、運営協議会または、JAグリーン・グリーンショップ担当者の指導により、販売価格を調整する。

(営業時間)

第12条 営業日および営業時間は各店舗の形態とする。

(運営)

- 第13条**
1. 運営は会員による出荷者協議会が主体となり、JAグリーン、グリーンショップが支援する。
 2. 地区の代議員は店舗の運営・出荷調整・指導の支援をする。
 3. JAグリーン・グリーンショップは信頼のおける店舗作りを行う為、会員への適切な助言・指導を行う。
 4. 農産物の共選共販とくにびき農産物直売コーナー出荷物との出荷調整指導が必要となった場合は営農指導課・園芸産直課が調整指導を行う。

(その他)

第14条 JAグリーン、グリーンショップでは、利用者とのトラブル・事故が発生しないよう努める為、次の事項の取り決めを行う。

1. 出荷要請・制限 出荷品目の集中及び分散、陳列場所、来店客数、販売状況、イベント等に応じ、各店舗で出荷制限・要請を行う場合がある。
2. 出荷製品 出荷製品については、出荷・陳列・残物処理まで出荷者自らが責任を負う。このため品痛み・腐り等ないように注意する。また、営業時間内に商品価値の損なわれた物は、JAグリーン、グリーンショップにおいて処分する場合もある。

第15条 この要項に定めてない事項は、その事項に関与する関係者により協議決定する。また、重要事項については、必要に応じ「農産物直売コーナー出荷手順、申し合せ事項」に記載する。

第16条 店舗が仕入する商品については以下の通りとする。
会員から出荷された農産物を優先的に販売し、出荷が無いが極端に少ない時に青果市場等から仕入する。
但し仕入品目については役員会に諮る。仕入窓口は事務局とする。

(附則) この要項は、平成10年11月24日より施行する。
この要項は、平成14年 2月25日より改正施行する。
この要項は、平成15年 2月27日より改正施行する。
この要項は、平成16年 2月20日より改正施行する。
この要項は、平成17年 4月 1日より改正施行する。
この要項は、平成18年 4月 1日より改正施行する。
この要項は、平成19年 3月 1日より改正施行する。
この要項は、平成23年 2月25日より改正施行する。
この要項は、平成27年 3月 2日より改正施行する。